

# 登別市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない登別市をめざして～

## 第2期計画（令和6～10年度）

### 計画策定の趣旨等

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを受け、平成31年3月、本市の自殺対策を総合的かつ効果的に進めるため「登別市自殺対策行動計画」を策定しました。

### 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

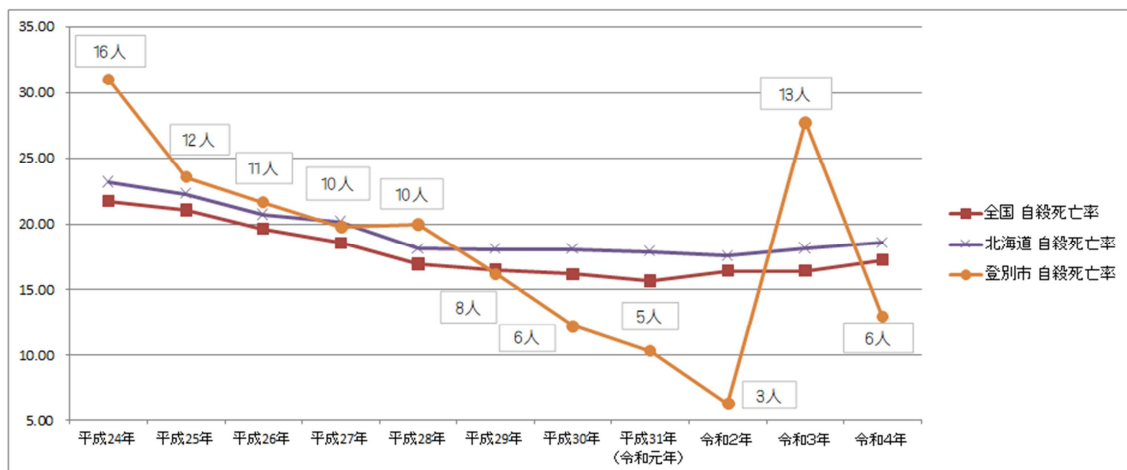
### 計画の数値目標

計画期間の最終年となる令和10年までに、自殺死亡率を基準年である平成27年と比べて40%以上減少させることを目指し、目標値を11.80に設定することとします。

	平成27年 (基準値)	令和4年 (現状値)	令和10年 (目標値)
自殺死亡率	19.77	13.01	11.80

### 登別市における自殺の現状

登別市民の自殺者数は、16人であった平成24年以降は減少傾向で推移し、令和2年には最少の3人となりましたが、令和3年は13人と急増し、令和4年は6人となっています。



## 自殺対策における取組

### 基本施策

#### 1. 地域におけるネットワークの強化

自殺は、地域の課題であるという認識を行政、関係機関、民間団体、地域住民が共有し、主体的に取り組む体制を構築します。

#### 2. 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパー研修の案内と受講を推奨し、自殺対策に係る支援者を人材として確保し、養成します。

#### 3. 市民への啓発と周知

相談先等を掲載したリーフレット等を作成し、相談機関等に関する情報を市民に提供するとともに、市民の自殺対策に対する理解が深まるよう講演会等を開催します。

#### 4. 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進めます。

#### 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育等を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

### 重点施策

#### 1. 高齢者

高齢者本人を対象とした自殺対策のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策を推進します。

#### 2. 生活困窮者

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を実施します。

#### 3. 勤務・経営

勤務問題の現状や対策について周知・啓発を強化するほか、自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化し、地域の実態を踏まえて対策を進めます。

#### 4. ハイリスク地

自殺多発地点における水際対策等の取組を推進します。

#### 5. 子ども・若者・女性

子どもや若者、女性に対し、自殺の要因となり得る様々な問題を抱える前の段階から相談支援や支援の充実などの対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。